

**令和7年度「女性・若者応援！起業チャレンジ支援事業」
ビジネスプランコンテスト開催業務委託 企画提案競技実施要領**

1 目的

この要領は、公益財団法人宮崎県産業振興機構（以下「機構」という。）が行う、令和7年度「女性・若者応援！起業チャレンジ支援事業」ビジネスプランコンテスト開催業務委託の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 委託の内容

別紙「令和7年度『女性・若者応援！起業チャレンジ支援事業』ビジネスプランコンテスト開催業務委託仕様書」（以下「業務委託仕様書」という。）のとおり

3 委託料の上限額

3, 9 8 7, 1 5 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

また、委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

4 事業実施期間

契約の日から令和7年8月8日（金）まで

5 委託事業者数

1 者

6 企画提案競技参加資格

- (1) 民間企業、個人事業主、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託事業を的確に遂行するに足りる能力（現金出納簿等の会計関係帳簿類や労働者名簿、賃金台帳等の労働関係帳簿が整備されていること。）を有するものであること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者。
- (4) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (5) 県税に未納がないこと。
- (6) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (7) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

7 企画提案競技実施の公示方法

宮崎県産業振興機構ホームページにより公示

8 スケジュール（予定）

- | | |
|----------------------|--------------------|
| (1) 実施公告 | 令和7年4月18日（金） |
| (2) 質問等の締切 | 令和7年4月25日（金）午後5時まで |
| (3) 企画提案協議参加申込書の提出締切 | 令和7年5月2日（金）午後5時まで |
| (4) 企画書等の提出期限 | 令和7年5月16日（金）午後5時まで |
| (5) 審査結果の通知 | 令和7年5月30日（金）までに通知 |

9 企画提案競技の方法

(1) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書（別紙1）を次の方法により提出すること。

① 提出方法

電子メール（アドレス：keiei@mepo.or.jp）

※件名は「令和7年度『女性・若者応援！起業チャレンジ支援事業』ビジネスプランコンテスト開催業務委託企画提案競技 参加申込書」とすること。また、提出確認のため、送信後は電話で到着の確認をすること。

② 提出期限

令和7年5月2日（金）午後5時

(2) 企画提案書の提出

① 企画提案書の内容

本実施要領2「委託の内容」に規定する業務委託仕様書を参照の上、提案すること。

② 提出書類

ア 企画書（原本1部、写し3部）

- ・提出する企画案は、1案のみとする。
- ・書式はA4判（一部A3判を折り曲げて可）とし、ページ番号を挿入する。

イ 見積書（原本1部、写し3部）

- ・業務委託仕様書に定める各項目について積算した見積書を提出すること。
- ・内訳は、税抜き表示を基本とする。
- ・宛名は「公益財団法人宮崎県産業振興機構 理事長 丸山裕太郎」とする。

ウ 誓約書（1部）

- ・別紙2により提出すること

③ 提出先

本要領12を参照

④ 提出期限

令和7年5月16日（金）午後5時

⑤ 提出方法

送付（書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。令和7年5月16

日（金）午後５時必着とする。）

⑥ 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

(3) 質問等

企画提案競技及び業務委託仕様書に関して質問がある場合は、質問書（別紙３）を次の方法により提出すること。

ア 提出方法

電子メール（アドレス：keiei@mepo.or.jp）

※件名は「令和７年度『女性・若者応援！起業チャレンジ支援事業』ビジネスプランコンテスト開催業務委託企画提案競技 質問書」とすること。

また、提出確認のため、送信後は電話で到着の確認をすること。

イ 提出期限

令和７年４月２５日（金）午後５時

ウ 回答方法

軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書提出者全てに電子メールで通知する。（質問者名は公表しない。）

(4) 審査について

審査は書面で行い、プレゼンテーションは実施しない。ただし、必要な場合、企画提案書の内容について提案者に質問する場合がある。その回答はすべての審査員に提供する。

(5) 審査項目

以下の項目について評価を行う。

① 全体構成

・本事業の趣旨を理解した上で、実効性のある企画構成となっているか。

② 効果的な事業の実施

・多くの観覧希望者を募る企画・広報となっているか。

・ビジネスプランコンテストが円滑に開催できるようなプログラム、運営体制となっているか。

・その他付加提案の内容は、本事業の目的を達成するために効果的であるか。

・実施スケジュールは適切か。

③ 実施体制等の妥当性

・業務実施に必要な人材や体制が確保されているか。

④ 実績

・本業務を受託するに相応しい同程度の業務実績や熟練度があるか。

⑤ 経済性

・提案内容に対し経費の積算は妥当か。また、節減が図られているか。

(6) 選定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案し

た1者を受託候補者として選定する。

(7) 選定結果の通知

選定結果については、採択・不採択にかかわらず全員に通知する。

10 契約についての留意点等

(1) 機構と契約の候補団体との委託契約については、事前に契約仕様書案で双方の意思確認を行う。

(2) 委託契約を締結する前に、原則として契約金額の100分の10以上を契約保証金として納付する。

ただし、次のいずれかに認められる場合は、その全部又は一部の納付を免除することができる。

ア 保険会社との間に機構を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 過去2箇年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 委託事業によって生じた収入が、追加の事業（委託契約額以上に追加で実施した事業費等）を上回る場合は、その上回った額の返還が生じる。

(4) 委託事業の実施に伴い取得した物品、特許権及び著作権等は、機構に帰属する。

(5) 委託費の支払いについては、精算払とする。

(6) 本業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することはできない。事業の一部を再委託する場合は、機構と事前に協議すること。

11 その他

(1) 提案書等は提案者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提案書等の提出後の書換え、引換え及び撤回は認めないものとする。また、提出された書類は返還しないものとする。

(2) 期限までに提案書の提出がない場合は、企画提案競技の参加申込みを取下げたものとして扱う。

(3) 虚偽記載等、不正な行為のあった提案書等は、無効とする。

(4) 公示した仕様又は条件に明らかに適合しない提案書等は、無効とする。

(5) 本要領6の参加資格要件を満たさない者又は委託先事業者を選定するまでの間に満たさなくなった者が提出した提案書等は、無効とする。

(6) 提案書等の作成及び提出に係る費用等、本提案に係る費用は、提案者の負担とする。

12 担当課（書類の提出先及び問合せ先）

- ・ 住 所：〒880-0303 宮崎市佐土原町東上那珂16500番地2
宮崎県産業振興機構 経営情報課
- ・ 電話番号：0985-74-3850
- ・ F A X：0985-74-3950
- ・ E-mail：keiei@mepo.or.jp